2026 年 11 月 10 日

法務研究科　修了生　各位

2026 年度秋学期　特別研修生および科目等履修生の募集要項

以下の通り、本研究科修了生を対象に、2026 年度秋学期に在籍が可能な特別研修生および特別学生（科目等履修生）について募集を行います。

	特別研修生	科目等履修生
利用できる施設等	1. 南館自習室（特別研修生は 1,2F の指定席、科目等履修生は 3F 自由席） 2. メディアセンター（図書館） 3. keio.jp アカウント（慶應 ID） 4. 特別研修生用ロッカー（南館地下 2 階） 5. 学内の設置パソコン（南館、大学院校舎） 6. プリントサービス（南館 2 階自習室前、図書館 1 階、大学院校舎地下 1 階）	
受講できる科目	なし	・最新判例研究Ⅰ（トムソン・ロイター寄附講座）（必須） ・修了生支援ゼミ（受講には別途登録が必要） ※ゼミのみの受講は不可
在籍期間	2026 年 11 月 24 日～2027 年 3 月 31 日	
費用	36,000 円	出願時：審査料 18,000 円（慶應証紙を出願書類に貼付してください） 登録許可後：86,000 円 （登録料 45,000 円、授業料 41,000 円） ※履修者のうち、最大 40 名に対し、単位取得を条件に、寄附講座資金より 41,000 円（授業料）を奨学金として後日支給します。 申請者が多数の場合は、在学時の累積 GPA により選考します。
定員	約 50 名	約 40 名 （最新判例研究Ⅰ：約 40 名）
出願資格	本研究科を修了した者	
出願期間	**2026 年 11 月 10 日（火）～11 月 19 日（木）正午** ※窓口開室時間は平日 8:45～16:45 の間 2026 年 11 月 18 日（水）16 時よりフォローアップ説明会をオンライン開催 ＊説明会の参加は必須ではありませんが、可能な限り参加してください。この説明会では、修了生支援ゼミの講師から各ゼミの説明等をお話いただく予定です。 ＊参加ご希望の方は下記より事前申請をお願いします（締切：11 月 17 日（火）16:00）。 https://forms.gle/8vLVDHnFUvir8c2B8	
出願方法	別紙の願書に必要事項を記入、慶應証紙（特別研修生：36,000 円、科目等履修生：18,000 円分）を貼付のうえ、三田キャンパス南館 1 階学生部法務研究科担当窓口へ提出してください。 ＊外国籍の者は 2027 年 3 月 31 日までの在留期間が記載された書類も提出すること。 ■提出先：〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45　南館 1 階　学生部法務研究科担当窓口	
登録許可通知	2026 年 11 月 20 日（金）17：00 までに、慶應 LS の HP 上で周知します。 ■ゼミは 12/1(火)から開始します。実施方法（対面/オンライン）は担当教員により異なります。Web サイト上での登録許可通知発表後、学生証受取前でもゼミに出席して頂いて構いません。 ※誓約書ならびに残り費用を慶應証紙にてご提出ください。必要な費用の支払いと引き換えに学生証を発行します。学生証受領後は、K-Support より News を確認の上、ゼミ登録を行うこと。 ※ゼミエントリー初回受付締切：11/25（水）14：00	

	特別研修生	科目等履修生
学生証交付	2026年11月25日（水）9時以降を予定 （受取の詳細は登録許可通知の発表の際、案内します） ＊残りの費用分の慶應証紙を南館1階学生部窓口へ持参してください。 証紙は南校舎地下1階学生部内の証紙券売機で購入できます。 南館1階学生部にて誓約書の提出と引き換えに、学生証を交付します。 学割証、通学証明書の発行が出来ないため、学割による定期券の購入はできません。	
keio.jp アカウント（慶應ID）について	修了生支援ゼミはK-Supportより登録をするため、必ずkeio.jpアカウント（慶應ID）の取得が必要となります。 keio.jpアカウント（慶應ID）の取得方法に関しては、学生証交付時にご案内します。 なお、春学期に特別研修生としてアカウントを利用していた場合でも、新規keio.jpアカウント（慶應ID）を取得してください。	
注意事項	1. 自習室の利用時間は、下記の通りです。 月曜～土曜日　8：30～23：00　日曜日・祝日　8：30～21：00 自習室の利用にあたっては、盗難に注意してください。 2. 三田キャンパスの工事等により、南館ほか各施設の利用時間を変更したり、閉鎖したりする場合があります（別途通知）。 3. 特別研修生はメディアセンターのリモートアクセスサービスは利用できません。 4. 在籍期間を過ぎた学生証は学生部法務研究科担当に返却してください。 5. 在籍期間を過ぎた場合は、施設の利用は出来ません。ロッカーの荷物も処分しますので、ご注意ください。 6. 学生証の不正な使用が発覚した場合は、特別研修生・科目等履修生の身分を失います。	